

指導員規約の改定と指導員補登録の有効期限の設定について

2019年3月

平素よりお世話になっております。

ASIAGAP/JGAP 指導員および指導員補の皆さまに、ASIAGAP/JGAP 指導員規約の改定と、それに伴う指導員補登録の有効期限の設定についてお知らせします。(以下、ASIAGAP/JGAP は省略して表記します。)

指導員規約の規定に基づき、指導員登録を失った場合には指導員補となりますが、これまでは指導員補については登録の有効期限を設けておりませんでした。しかしながらこのことについては次のような問題があります。

指導員補となった後、何年後であっても、何らかの研修を一つ受講するのみで指導員登録を回復できるため、長年月を経て古くなった ASIAGAP および JGAP の知識を回復するには不十分な場合があること。また、弊会のデータベースに継続をとりやめた指導員補のデータを保管し続けることはデータベース容量の圧迫や個人情報管理上の支障もあります。さらに、継続を続けている指導員との公平性の問題も指摘されるようになってきました。

このため、従来は期限を設けていなかった指導員補の登録の有効期限を 2 年間とし、2 年間を経過した指導員補の登録は失効することといたしました。その際には、弊会のデータベースより過去の登録情報が削除されることとなります。指導員補の登録を失効した後は、指導員基礎研修を受講することにより、初めて指導員研修を受講する方々と同様、新たな指導員として再度登録されることとなります。ただしその場合には、過去の指導員補の情報は引き継がれません。

この取扱は 3 ヶ月の経過措置を設け、本年 7 月 1 日をもって、有効期限が 2 年を上回る指導員補の登録が失効することといたしました。それまでであれば、指導員補移行後 2 年以上経過した方であっても、日本 GAP 協会公認研修の受講により指導員登録の回復を行うことは可能としますので、指導員への復帰を望まれる指導員補の方は、それまでに研修を受講下さい。

この指導員規約の変更につきまして、どうかご理解を頂きますよう、お願いいたします。

※改定しました指導員規約は、下記をご覧ください。

http://jgap.jp/LB_01/ASIAGAPshidouinkyaku190303.pdf

< ↑ ASIAGAP 指導員規約 >

http://jgap.jp/LB_01/JGAPshidouinkyaku190303.pdf

< ↑ JGAP 指導員規約 >

今後とも、ASIAGAP および JGAP の普及および日本 GAP 協会の取組へのご理解とご協力をお願いいたします。